

◆補助金の額について

※お子さんが、幼稚園類の幼児施設、特別支援学校幼稚部に在籍する場合は、下記の金額と異なることがあります。詳しくはお問い合わせください。

	補助金階層		A	B	C	D1	D2	E1	E2
	世帯の状況		生活保護世帯	非課税世帯	均等割のみ課税世帯	世帯の区民税所得割額が			
						77,100円以下の世帯	211,200円以下の世帯	256,300円以下の世帯	256,300円を超える世帯
保育料補助金(月額)	(ア) 負担軽減補助金(月額)	第1子	28,000円限度		28,000円限度	24,600円限度	20,183円限度	14,500円限度	10,000円限度
		第2子	28,000円限度		28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	27,333円限度	22,833円限度
		第3子以降	28,000円限度		28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度
		特第2子 (小1～6の兄弟がいる場合)	28,000円限度		28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	27,333円限度	22,833円限度
		特第3子以降 (小1～6の兄弟がいる場合)	28,000円限度		28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度
	(イ) 保育料—基準額(月額)	基準額 (最低でも負担していただく額)	0円		2,500円	5,800円	7,800円	9,800円	
			※第3子以降および特第3子以降は、階層を問わず、基準額は0円となります。						
入園料補助金(年額)		新入園児	100,000円限度			80,000円限度			

●保育料補助金(月額)は、上記の(ア)と(イ)を比べて少ない額となります。

<例> D2階層第1子・保育料29,000円の場合 (ア) 限度額 20,183円 < (イ) 保育料 29,000円 - 基準額 7,800円 = 21,200円 のため補助金額は 20,183円(月額)となります。

●入園料補助金(年額)は、納入した入園料が、表の金額より少ない場合は、納入した額が補助金額となります。

<例> D2階層第1子・入園料120,000円の場合 限度額 80,000円 < 納入額 120,000円 のため、補助金額は 80,000円(年額)となります。

※第何子判定について 幼稚園に通園している園児から第1子、第2子・・・と数えます。

ただし、就学前の兄・姉が、保育所等に在籍する場合は、その兄・姉から第1子、第2子と数えます。

また、小学1校年生～中学校3年生の兄・姉がいる場合は、その兄・姉から第1子、第2子と数え、園児は「特第〇子」と数えます。

※階層について

階層は、令和2年度区市町村民税均等割額及び所得割額(世帯の合計額)によって決定します。

ただし、住民税の住宅ローン控除や寄付金税額控除を受けている場合は、控除適用前の金額に基づき決定します。